

令和2年度 第2回 実務講習会 兼
第6回 特定給食施設栄養管理講習会

「調理師業務従事者届」について

八王子市保健所 生活衛生課 食品衛生担当

今年は「調理師業務従事者届」の提出の年です！

1. 調理師業務従事者届とは

近年、食生活における外食依存の傾向が強まっており、飲食店などにおいて調理の業務に従事する調理師の皆様が国民の食生活に果たす役割はますます重要になっています。

そこで、調理師法第5条の2において就業する調理師有資格者の現状を把握し、調理師の資質向上を目的とする各種事業を円滑に実施するため、調理業務に従事している調理師の方に、2年に1度、12月31日現在の従事場所を就業地の都道府県に届け出ることを義務付けています。今年はその届出提出該当年です。

2. 東京都に届出をする対象者

令和2年12月31日現在、以下3点の要件にすべて該当する方

- ①調理師免許をお持ちの方(調理師免許証の交付を受けている方)
- ②東京都内の施設(飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、給食施設等の施設)に勤務されている方(パート・アルバイトを含みます。)
- ③調理業務に従事している方(学校で教職についている等の方は対象外)

今年は「調理師業務従事者届」の提出の年 です！

3.届出期間

令和3年1月1日(金)～同年1月15日(金)まで (当日消印有効)

4.届出用紙

令和2年11月2日(月)～令和3年1月15日(金)まで都内各保健所で配布します。
また、東京都のホームページからも届出用紙のダウンロードが可能になります。

東京都 調理師従事者届

検索

5.届出方法

◎郵送 届出用紙に必要事項をご記入の上、84円切手を貼って郵送して下さい。

◎電子メール

東京都ホームページよりダウンロードした届出用紙(Excelファイル)に必要事項をご入力の上、メールで送信して下さい。

今年は「調理師業務従事者届」の提出の年です！

6. 届出先

調理業務に従事している施設(店舗)のある都道府県に届出を提出しますが、対象者の業務従事場所により届出先は異なります。(詳しくは都ホームページをご覧ください。)

- ▶都内の施設(店舗)で従事している方 → 東京都(以下の表)
- ▶他道府県の施設(店舗)で従事している方 → 従事先の所在地の道府県

	業務従事場所	届出先
1	飲食店営業(日本料理、麺類、寿司などを含む) 魚介類販売業、そうざい製造業	公益社団法人 日本全職業調理士協会 〒169-0051 新宿区西早稲田2-5-13 いとうビル4階
2	飲食店営業(日本料理、麺類、寿司などを含む)	公益社団法人 日本料理研究会 〒104-0045 中央区築地2-15-15-201
3	飲食店営業(西洋料理)	一般社団法人 全日本司厨士協会 東京地方本部 〒105-0011 港区芝公園3-6-22 JCビル5階
4	飲食店営業(中国料理)	公益社団法人 日本中国料理協会 〒103-0012 中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル3階
5	寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、 介護老人保健施設、矯正施設、その他	公益社団法人 集団給食協会 〒101-0045 千代田区神田鍛冶町3-5-8 KDK神田北口ビル1階

※飲食店営業で西洋料理、中国料理以外の店舗で従事する調理師の方は1又は2のどちらかに届け出てください。
※和食、洋食、中華など複数分野の営業を行っている場合は、主な業務区分の届出先に届け出てください。

今年は「調理師業務従事者届」の提出の年 です！

7. 問い合わせ先

<都内で勤務している方>

東京都福祉保健局健康安全部健康安全課試験・免許担当
(電話:03-5320-4358(直通))までお問い合わせください

<道府県で勤務している方>

該当する道府県の衛生主管課へお問い合わせください。

2年前に一度提出している方も
届出をする必要があります。
忘れずに提出しましょう！

